



改訂ガイドラインに基づく取引実態の状況 及び単品単価交渉の実施状況について

改訂ガイドラインに基づく取引実態の状況 及び単品単価交渉の実施状況に係る実態把握について

実態把握の概要

- 令和6年度の流改懇での議論を踏まえ、医薬品卸8社の協力を得て、アンケート等により実態を把握した。
⇒ 詳細は以下の1. 及び2. のとおり実施。

1. 改訂ガイドラインに基づく取引実態の状況について

- 以下の(1)取引情報を(2)の区分ごとに把握

(1) 把握する取引情報

- ア. 全国の医療機関及び薬局における令和5年度及び6年度1ヶ月分(9月)の医療用医薬品(歯科用医薬品を除く)に係るa~dの4項目(a. 薬価総額、b. 納入価格総額、c. 薬価差額、d. 乖離率)に係る取引情報
- イ. 上記アのうち、価格交渉を代行する者を使用した取引に係るa~dの取引情報
- ウ. 令和6年度分については、上記アのうち、①新薬創出等加算品目、②基礎的医薬品、③安定確保医薬品(カテゴリーA)、④不採算品再算定品のカテゴリーに係るa~dの取引情報

(2) 医療機関及び薬局の区分

- ア. 医療機関は、病院は※1設立主体別・※2病床数別の4分類、診療所は1分類の計5分類
※1 設立主体(国公立・公的・社会保険、医療法人・その他)
※2 病床数(200床以上・200床未満)
- イ. 薬局は、①1店舗、②2店舗~19店舗、③20店舗~299店舗、④300店舗~499店舗、⑤500店舗以上の5分類

2. 単品単価交渉の実施状況について

- 改訂ガイドライン遵守状況のフォローアップとして単品単価交渉の実施状況を以下のとおり把握

(1) 把握情報は、令和6年9月末時点で妥結した同年上半期の取引に係る単品単価交渉率

(2) 品目別の区分と交渉形態別の区分ごとに上記(1)の単品単価交渉率を把握

- ア. 品目別の区分: ①基礎的医薬品、②安定確保医薬品(カテゴリーA)、③不採算品再算定品、④血液製剤、⑤麻薬、覚醒剤及び覚醒剤原料、⑥新薬創出等加算品
- イ. 交渉形態別の区分: ①個別交渉、②法人・グループの本部等との一括交渉(価格交渉を代行する者との一括交渉を含む)

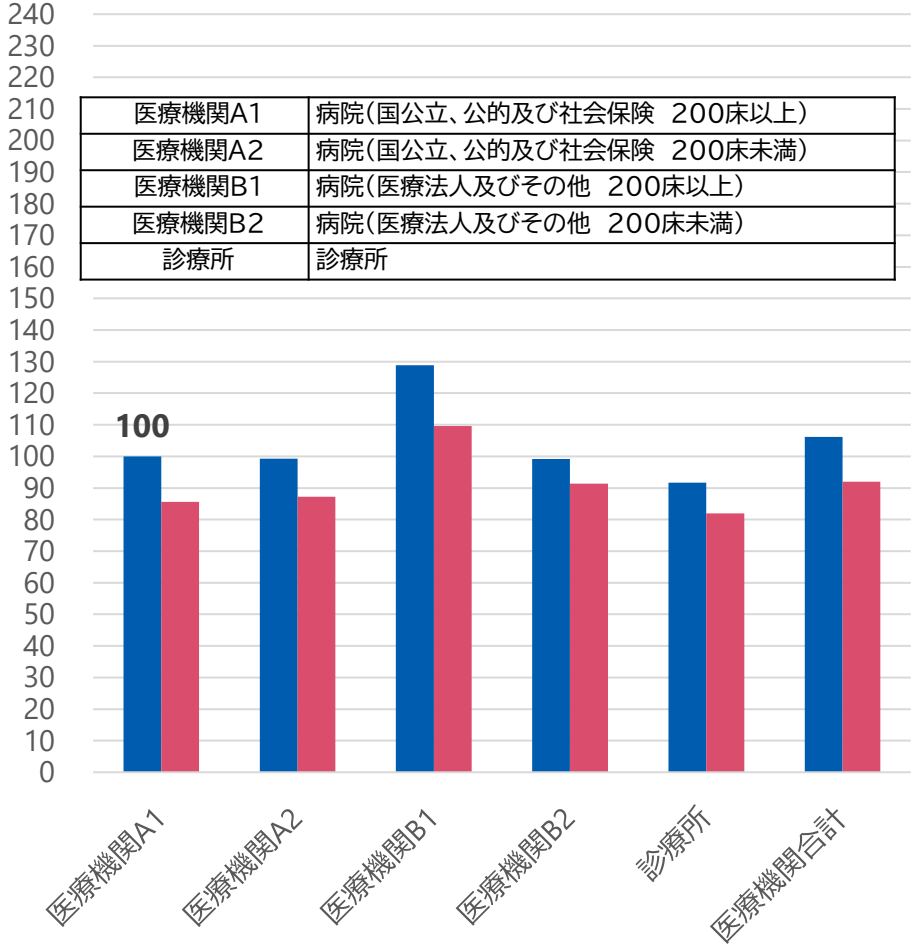
※ 結果の解釈に当たっては、価格代行業者が介在した取引も含まれていること、個々の取引においては、配送条件・発注見込数・支払いサイクル等の取引条件を総合的に勘案して価格形成が行われていること及び病院・診療所と薬局では取り扱われる医薬品の特徴が異なることに留意が必要である。

施設別の乖離率指数

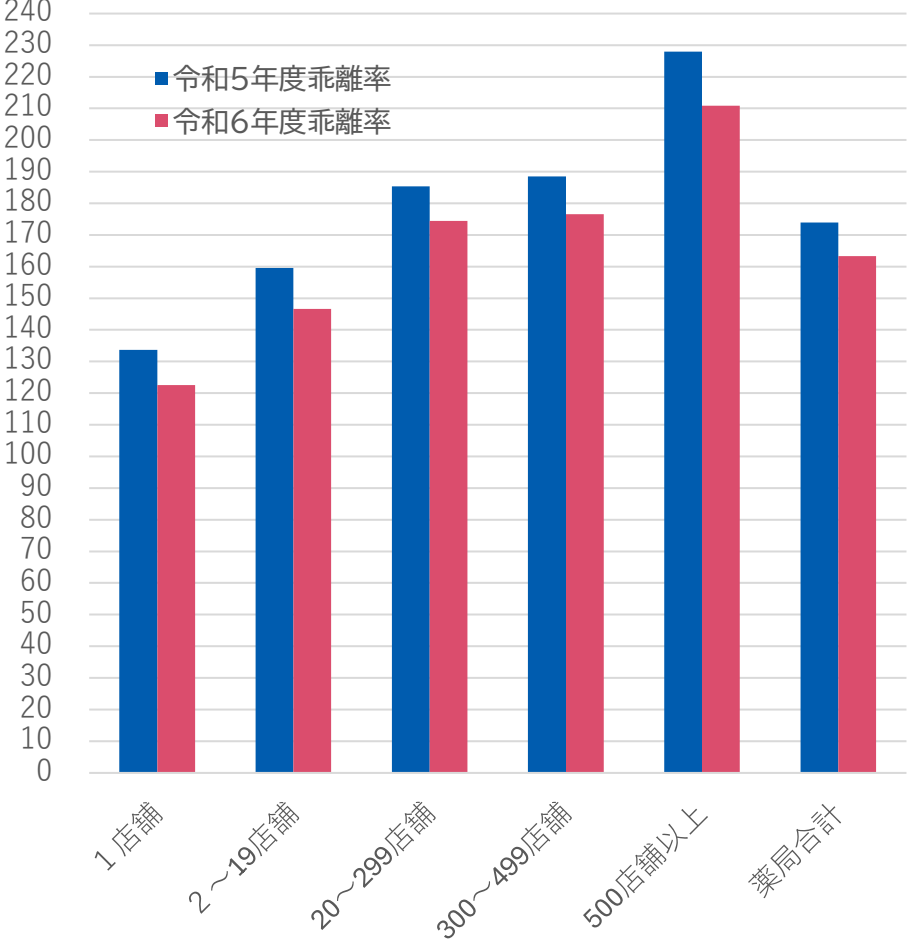
※ 病院（国公立、公的及び社会保険 200床以上）の令和5年の乖離率を100とした場合の各施設別の乖離率指数であり、価格代行の利用の有無にかかわらず全取引

薬局は店舗数の規模に応じて乖離率が高くなる傾向にある。

病院・診療所



薬局

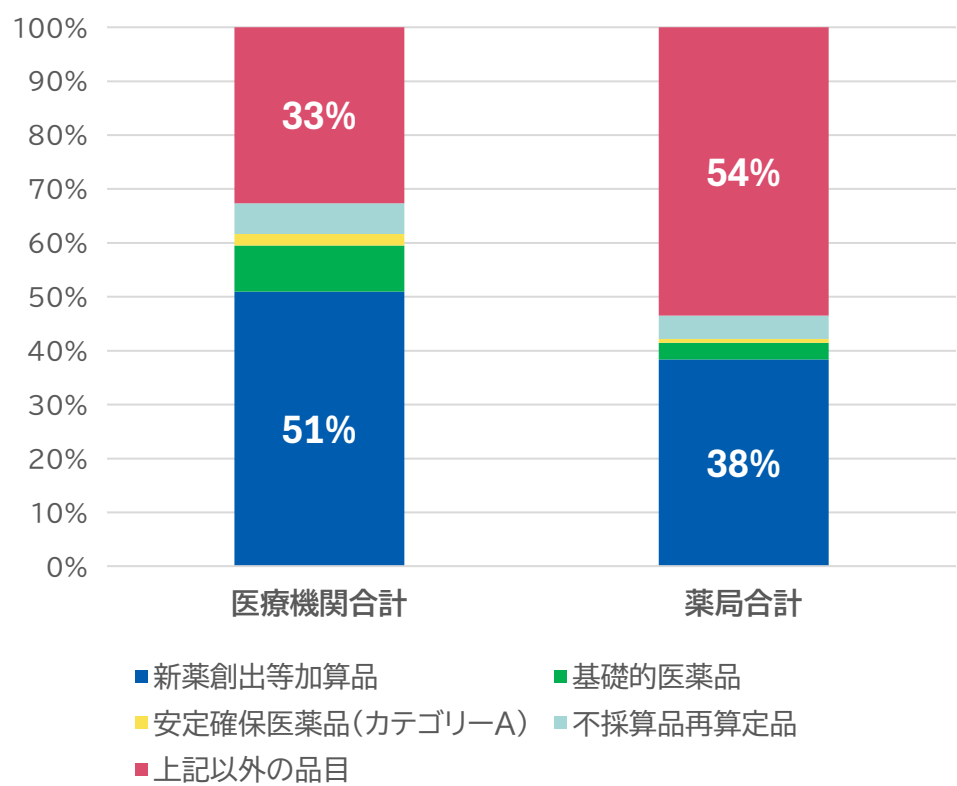


※ 結果の解釈に当たっては、価格代行業者が介在した取引も含まれていること、個々の取引においては、配送条件・発注見込数・支払いサイクル等の取引条件を総合的に勘案して価格形成が行われていること及び病院・診療所と薬局では取り扱われる医薬品の特徴が異なることに留意が必要である。

参考：医療機関と薬局における取扱品目の特性

取り扱われる医薬品の主な特徴としては、
医療機関においては、高薬価帯の医薬品(新薬創出加算品)、厳格な温度管理等を必要とする医薬品(希少疾病品)、注射剤及び輸液が多く、
薬局においては、中薬価帯/低薬価帯の医薬品(長期収載品・後発品)、常温での取扱いが可能な医薬品が多い傾向が見られる。

令和6年度における薬価ベースでの
取引額における構成割合



※ 一部に重複がある

中医協薬価専門部会(令和6年12月4日)資料抜粋

(2) 投与形態別の乖離率

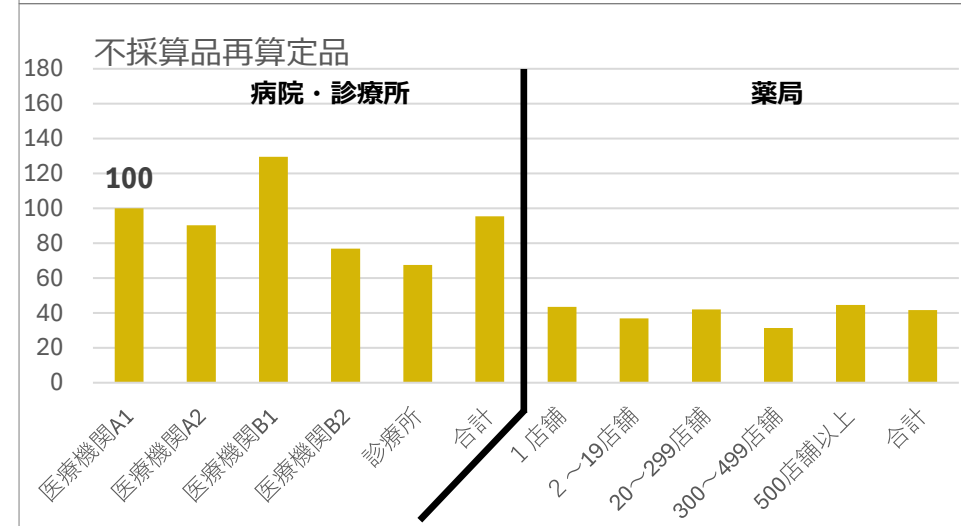
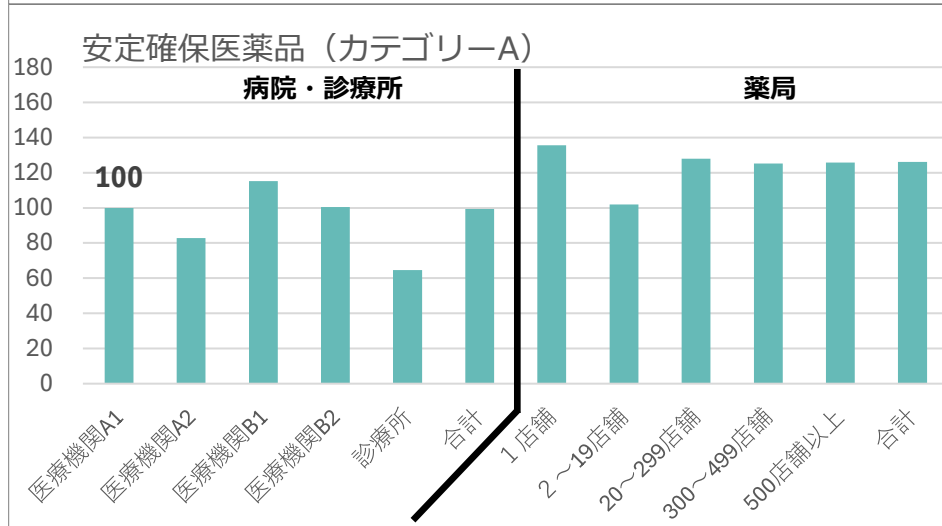
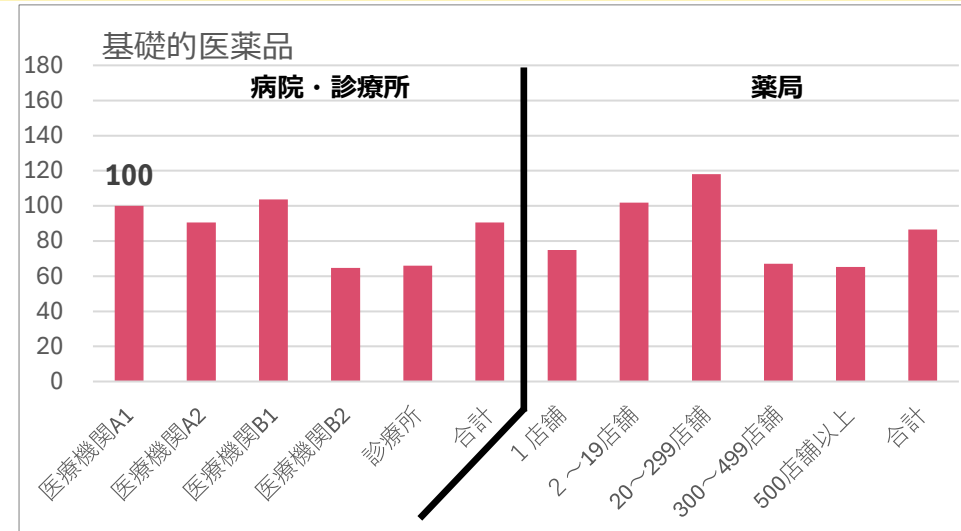
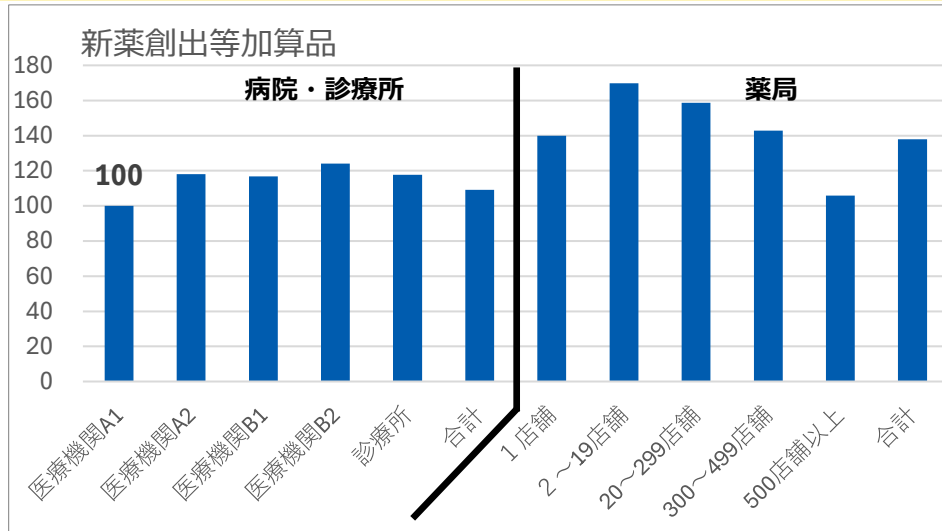
区分	乖離率 (%)
内 用 薬	6.4%
注 射 薬	3.5%
外 用 薬	6.8%
歯科用薬剤	-9.3%
合 計	5.2%

(令和6年度) 施設別・カテゴリー別の乖離率指数

※ 病院（国公立、公的及び社会保険 200床以上）の乖離率を100とした場合の各施設別・品目性質別の乖離率指数

医療機関A1	病院(国公立、公的及び社会保険 200床以上)
医療機関A2	病院(国公立、公的及び社会保険 200床未満)
医療機関B1	病院(医療法人及びその他 200床以上)
医療機関B2	病院(医療法人及びその他 200床未満)
診療所	診療所

全体の乖離率(全品目及び全施設区分を合算した取引における平均乖離率)と別枠等として整理した基礎的医薬品等のカテゴリー別の乖離率を比較すると、すべてのカテゴリー別の乖離率の方が低値になっている。



※ 結果の解釈に当たっては、価格代行業者が介在した取引も含まれていること、個々の取引においては、配送条件・発注見込数・支払いサイクル等の取引条件を総合的に勘案して価格形成が行われていること及び病院・診療所と薬局では取り扱われる医薬品の特徴が異なることに留意が必要である。

カテゴリーごとの単品単価交渉実施状況について

基礎的医薬品などの別枠品ごとの単品単価交渉の実施率については、概ね80%程度の実施率であり、新薬創出等加算品については70%程度の実施率となっている。

令和6年上期の取引におけるカテゴリーごとの単品単価交渉の実施状況

	取引施設数	内、単品単価交渉を実施している施設数	単品単価交渉率
基礎的医薬品	203,218	161,341	79%
安定確保医薬品（カテゴリーA）	119,190	94,975	80%
不採算品再算定品	206,973	162,928	79%
血液製剤	29,506	24,912	84%
麻薬、覚醒剤及び覚醒剤原料	56,106	45,394	81%
新薬創出等加算品	195,688	133,756	68%

※ 結果の解釈に当たっては、価格代行業者が介在した取引も含まれていること、個々の取引においては、配送条件・発注見込数・支払いサイクル等の取引条件を総合的に勘案して価格形成が行われていること及び病院・診療所と薬局では取り扱われる医薬品の特徴が異なることに留意が必要である。

※ 同一施設において基礎的医薬品や不採算品再算定品など複数のカテゴリーを取引している場合は、それぞれのカテゴリー項目に取引施設数を計上する。取引施設において当該カテゴリーの取引がない場合は施設数は0とする。

※ 対象施設で単品単価交渉を行っていない場合（単品総価、総価交渉(除外有り)など）であっても、当該カテゴリー毎の全品目を単品単価交渉していれば、単品単価交渉を実施している施設としてカウントしている。

交渉形態ごとの単品単価交渉率について

個別交渉の場合は単品単価交渉率が95%と高値であるのに対して、本部等との一括交渉の場合の単品単価交渉率は34%となっている。
交渉形態の割合は、個別交渉が23%、本部等との一括交渉が77%となっている。

交渉形態ごとの単品単価交渉率（医療用医薬品を取扱う取引施設数）

	単品単価交渉 施設数(A)	総価交渉 施設数	合計 (B)	交渉形態 割合	単品単価交渉率 (A)/(B)×100
1. 卸と医療機関・薬局が「個別交渉」している場合	51,369	2,763	54,132	23%	95%
2. 卸と医療機関・薬局の法人・グループの本部等が「一括交渉」している場合	63,650	122,219	185,869	77%	34%
うち価格交渉を代行する者と交渉している場合	8,214	46,121	54,335	23%	15%
合 計	115,019	124,982	240,001	100%	48%

※ 結果の解釈に当たっては、価格代行業者が介在した取引も含まれていること、個々の取引においては、配送条件・発注見込数・支払いサイクル等の取引条件を総合的に勘案して価格形成が行われていること及び病院・診療所と薬局では取り扱われる医薬品の特徴が異なることに留意が必要である。

※ ①最終親会社、②最終親会社の子会社、③最終親会社の関連会社、④ ①～③とフランチャイズ契約（ボランティア契約は含まない）を締結している会社を同一グループとして取引店舗数でカウントしている。

※ 総価交渉には、全品総価、単品総価、総価交渉(除外有り)のほか、流改懇で示された以下の考え方を含んでいる。

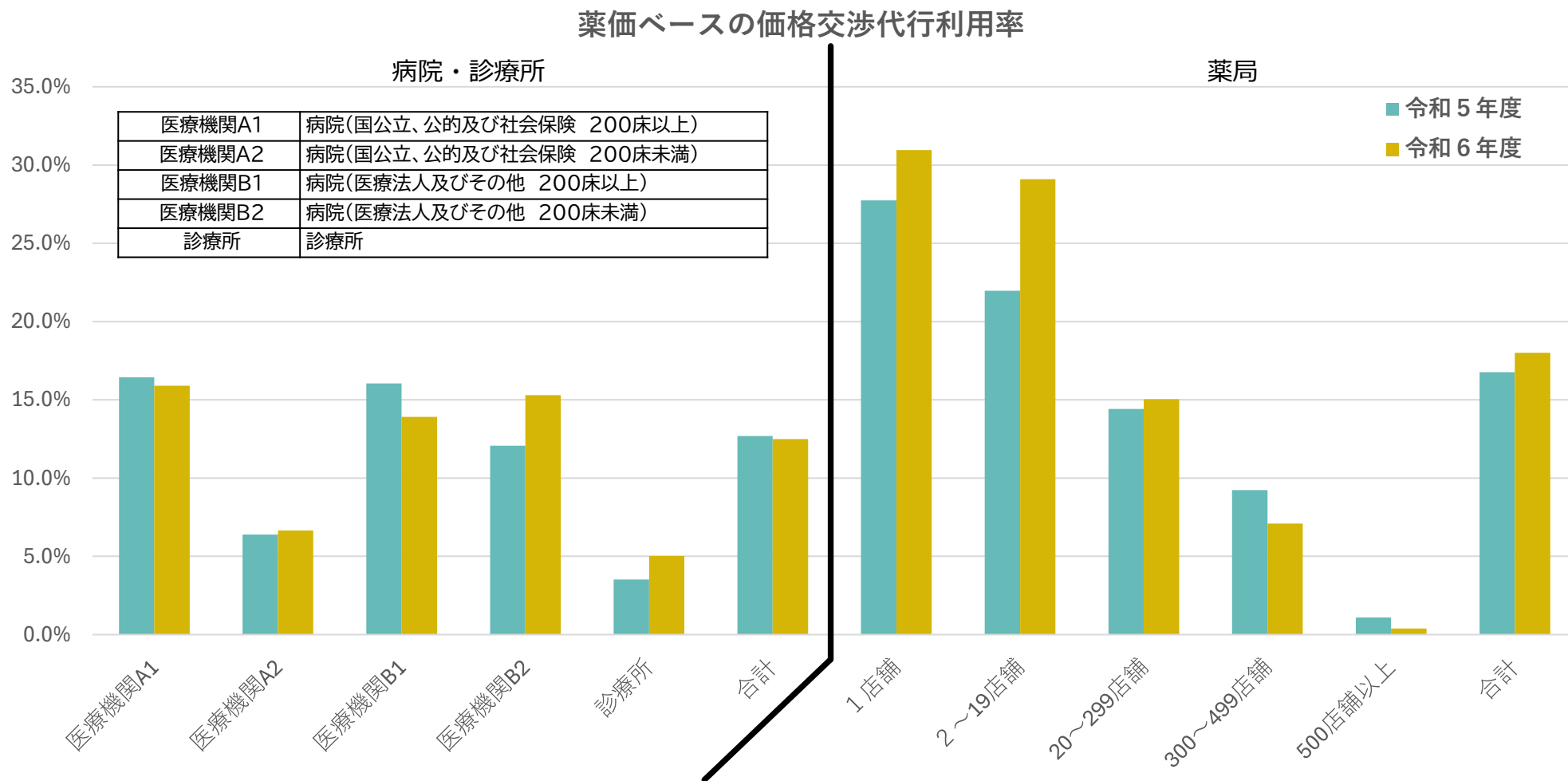
- ・ 総価値引率を用いた交渉
- ・ 全国最低価格に類する価格をベンチマークとして用いた交渉
- ・ ベンチマークを用いた交渉の内、配送コストなどの地域差及び購入金額、支払条件、返品、急配等の取引条件を考慮していない単価をベンチマークとし、当該価格で決定する一方的な交渉
- ・ 法人格・個人事業主が異なる加盟施設との取引価格の交渉を一括して 受託する業者の価格交渉について、加盟施設ごとの地域差や取引条件等を考慮しない取引価格での交渉や加盟施設の確認が行われない交渉

※ 1施設（医療機関・保険薬局）につき1件とし、仮に複数回の契約や取引を行っていても1件とする。

施設別の薬価ベースでの価格交渉代行利用率

※ 価格代行利用率は全取引額に占める価格代行を利用した取引額の割合であり、いずれも品目ごとの取引単価を薬価に置き直して算出

全体的に病院・診療所よりも薬局における利用率がやや高く、主に店舗数が少ない薬局での利用率が高値となっている。



※ 結果の解釈に当たっては、配送条件・発注見込数・支払いサイクル等の取引条件を総合的に勘案して価格形成が行われてること及び病院・診療所と薬局では取り扱われる医薬品の特徴が異なることに留意が必要である。

結果の概要と今後の検討の方向性

1. 結果の概要

1 乖離率について

- ① 薬局は店舗数の規模に応じて乖離率が高くなる傾向にある。
- ② 基礎的医薬品などの別枠品及び新薬創出等加算品の乖離率は、全体の乖離率よりも低く収まっている。

2 単品単価交渉率について

- ① 別枠品等の品目別の区分ごとに単品単価交渉率を見た場合、別枠品は概ね80%程度の交渉率であり、新薬創出等加算品については70%程度の交渉率となっている。
- ② 交渉形態別の区分ごとに見た場合、交渉形態の23%を占める「個別交渉」の場合が95%と高い単品単価交渉率であるのに対して、交渉形態の77%を占める「本部等との一括交渉」の場合は34%（うち価格交渉を代行する者と交渉している場合は15%）と低い単品単価交渉率になっている。

※ 結果の解釈に当たっては、価格代行業者が介在した取引も含まれていること、個々の取引においては、配送条件・発注見込数・支払いサイクル等の取引条件を総合的に勘案して価格形成が行われていること及び病院・診療所と薬局では取り扱われる医薬品の特徴が異なることに留意が必要である。

結果の概要と今後の検討の方向性

2. 今後の検討の方向性

- 今回、詳細に乖離率の状況及び単品単価交渉の実施状況についてアンケート等を実施したところ、改訂ガイドラインで単品単価交渉の実施を強く求めている基礎的医薬品等の別枠品と新薬創出等加算品については、単品単価交渉率が相対的に高く、乖離率が相対的に低い、という結果が定量的に示され、

さらに交渉形態別に見てみると、交渉形態の23%を占める「個別交渉」の単品単価交渉率が95%であるのに対して、交渉形態の77%を占める「一括交渉」の単品単価交渉率は34%（うち価格交渉を代行する者との一括交渉では15%）と低くなっている状況も示された。

しかし、今回の単品単価交渉率は、令和6年10月の流改懇において単品単価交渉の考え方を整理した経緯を踏まえると、令和6年9月末時点で妥結した取引の上半期における状況であり、その周知と環境整備に一定の期間を要することから、言わば道半ばの数値であると考えられる。

⇒ 適切に単品単価交渉率を評価して流通改善を図っていくため、今後も継続して単品単価交渉の実施状況や取引実態を把握・公表していくこととしてはどうか。

- 今回のアンケートでは「一括交渉」における単品単価交渉率が低値であるとの結果も示されたが、一括交渉には、法人・グループの本部との一括交渉や法人格等が異なる医療機関・薬局から価格交渉を委託された者（以下「価格交渉を代行する者」という。）との一括交渉などがあり、その交渉形態も一様ではない。

さらに一部の流通関係者から、医薬品卸、価格交渉を代行する者及び加盟の医療機関・薬局との間での取引契約における責任主体の曖昧さ等を指摘する意見もあるため、一括交渉における流通改善を図るためには、今回の結果に加えて、このような課題を整理して議論していく必要がある。

⇒ 引き続き、単品単価交渉率や乖離率の状況を見える化することで流通状況を確認し、適正な流通改善に向けた取り組みを検討することとしてはどうか。

さらに、医療用医薬品の適正な流通と安定供給の確保の観点から、一括交渉における取引形態と取引契約等における課題を整理した上で、必要に応じて流通改善ガイドラインの改訂を検討することとしてはどうか。